

次の人は、税務署で確定申告を！

- 確定申告書の控えに受付印が必要
- 住宅借入金等特別控除を受ける
- 平成30年分以外の確定申告をする
- 収支内訳書の内容を相談したい
- 不動産や株式などの譲渡所得がある
- 青色申告をする
- 亡くなった人の申告をする
- 申告分離課税を選択した配当所得がある
- 平成31年1月1日時点で、湖南市に住民票がない

水口税務署確定申告会場

- 開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)(土曜・日曜を除く)
- 場所 水口社会福祉センター
- 受付時間 午前9時～午後4時

※期間中、税務署庁舎内での申告相談は行いません。作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみ行います。
 ※申告に必要な書類を持参し、国民健康保険料(税)などの支払金額を事前に調べてください。

☎水口税務署 ☎62・0314(代)

近畿税理士会水口支部主催 確定申告無料相談会

- 日時 2月18日(月)～22日(金)
午前9時30分～午後4時
 - 場所 水口納税協会
 - 定員 各日10人
- ※要事前予約

☎上杉会計事務所 ☎62・1231

湖南市は、県内で外国人市民の比率が最も高く、多くは日本からブラジルやペルーなどへ渡った人たちの子孫です。市では国籍を問わずお互いに理解し合い、共に暮らす市民として新しい絆をつなぐため、「湖南市多文化共生推進プラン With KONAN Plan II」に基づき様々な施策に取り組んでいます。

12月15日(土)に石部まちづくりセンターで開催した「うちなる国際化フォーラム」もそのプランに基づく取組の一つで、ソーシャルビジネス(社会的課題を解決するためのビジネス)の視点から、外国人と共に生きるまちづくりについて、外国人市民と一緒に考えました。

コーディネーターの阿部一郎さんが、「外国人市民の力をソーシャルビジネスに繋げるようにしたい。協働のプロセスを深めましょう」と呼びかけ、パネリストの皆さんから、様々なプロジェクトの提案がありました。

パネリストの一人、地域おこし協力隊の長砂伸也さんからは、「外国人が多い湖南市の特性を生かせるプロジェクトには、食・コミュニティ・スポーツの三つがある」として、ブラジルの食材を生かす農業と食についての提案がありました。

また、外国人と共にボランティア活動をする田中雄二郎さんからは、買い物や料理など、いろんな経験ができる「ブラジルタウン」のような、交流スペースづくりの具体的な案を提出いただきました。



他にも起業家である上森秀夫さんからは、外国人市民と日本人との出会いの場をつくる新たな事業を展開するために、一緒にアイデアを出し合うという提案がありました。

この後、参加者はグループに分かれ、日本人・外国人それぞれの視点から自由な意見を出し合いました。

今回のフォーラムで出された様々な意見や人の繋がりを生かしながら、湖南市ならではの新しい文化の創造をめざして今後も取組を続けます。

With KONAN ニュース No.13 平成30年度 うちなる国際化フォーラム

準備はお済みですか？ 確定申告

受付期間 **2月18日(月)～3月15日(金)**

☎税務課(東庁舎) ☎71・2319 ☎72・2460

毎年、税務署や市の申告相談会場は大変混雑します。申告相談会場に行く前に、提出する添付書類や提示する書類を確認しておいてください。

確定申告相談日程

■受付時間 午前9時～午後3時

※混雑状況により、受付時間内でも受付を締め切ることがあります。

■受付人数 180人



相談日	会場	相談日	会場
2月19日(火)	菩提寺まちづくりセンター	3月5日(火)	三雲ふれあいセンター
2月20日(水)		3月7日(木)	市民学習交流センター (サンヒルズ甲西)
2月21日(木)			
2月22日(金)	西庁舎	3月8日(金)	共同福祉施設 (サンライフ甲西)
2月26日(火)		3月12日(火)	
2月27日(水)		3月13日(水)	
2月28日(木)		3月14日(木)	
3月1日(金)		3月15日(金)	

※対象地域は指定していません。

- 税務課(東庁舎)での申告受付は行っていません。
- 事業所得や不動産所得・農業所得を申告する場合は、収支内訳書が必要です。初めて申告する人で作成方法が分からない人は、事前に税理士や税務署などに相談してください。

申告に必要な書類など

一般的なもの

- ・収入が分かる書類
(源泉徴収票、事業・農業・不動産の収支内訳書、配当や個人年金、満期返戻金などの支払通知書)
- ・ハガキなどが税務署から送付されている人は、その書類一式
- ・認印(スタンプ印は不可)
- ・本人名義の預貯金口座番号などの分かるもの
- ・本人確認書類
- ・マイナンバーカード(お持ちでない人は、通知カードと運転免許証・健康保険証など)

各控除に必要なもの

平成30年中に支払った保険料の控除証明書や医療費控除の明細書、障害者手帳などの証明の写し

申告書などはスマホ・タブレットやパソコンで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を利用して、スマホ・タブレットやパソコンから申告書を作成することができます。作成した申告書は、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①インターネット(e-tax)で提出
- ②印刷して添付書類とともに郵送などで提出